

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年8月6日

**【会社名】** 株式会社イエローハット

**【英訳名】** YELLOW HAT LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 堀江 康生

**【最高財務責任者の役職氏名】**

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第51期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 【評価結果に関する事項】

4 【付記事項】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

（訂正前）

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長堀江康生は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象はありません。

（訂正後）

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な結果を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

第52期第1四半期レビュー監査において、監査法人より第51期第2四半期、同第3四半期、年度決算における繰延税金資産の取崩しに係る処理の不備を指摘されました。この原因は、決算財務報告プロセスにおけるチェック項目、チェック体制が不十分であったことに起因しております。

4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載した不備に関しては、本訂正報告書提出時点において決算財務報告プロセスにおけるチェック項目の是正は完了しております。また、チェック体制につきましては、適切な人員の確保及び配置を推進することにより、確実な運用が行える体制を取っております。